

引き渡し条件について（近隣他団体事例）

	ふじみ衛生組合 H21年3月	松阪市 H23年9月	武蔵野市 H25年1月	浅川清流環境組合 H28年2月	町田市 H28年4月	八王子市 H30年4月
施設の使用期間	20+10	20	20+15	20+10	20+15	20年6か月(30年以上)
引き渡し協議の開始			運営期間終了の5年前	業務期間終了の5年前	運営期間の終了日の5年前	運営開始後16年目
引き渡し条件	継続して使用することに支障がない状態。	引渡性能試験時と同程度の機能及び性能。	施設の運営期間終了後も15年間継続使用することに支障ない状態。	業務期間終了後も10年間継続使用することに支障ない状態。	運営期間終了後も15年間継続使用することに支障のない状態。	30年以上の稼働を目指している。事業期間終了後も継続的な施設として引き渡すこと。
	当初設計図書に規定されている基本的な性能を満たしていること。	業務開始時と同程度と認められること。	当初設計図書に規定されている基本的な性能を満たしていること。	当初設計図書に規定されている性能を満たしていること。	当初設計図書に規定されている性能を満たしていること。	当初設計図書に規定されている性能を満たしていること
	引続き3年間は大規模な補修および更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態。	仕様書記載の業務を同じ水準で1年間継続して運営に支障がないこと。	引続き5年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態。		引続き5年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態。	引続き3年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態。
確認方法	第三者機関による性能確認検査	業務完了時性能検査要領に従い市の承諾	第三者機関による性能確認検査	業務期間終了時に条件を満たしていることを確認し、組合の承諾	第三者機関による性能確認検査	第三者機関による性能確認検査
引き渡し後の性能未達	事業終了後1年間に、運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合、改修等の必要な対応。		施設運営期間終了後1年間に性能未達が指摘された場合は、改修等必要な対応。		事業終了後1年間に、運営事業者の運営業務等に起因する性能未達が指摘された場合、施設運営に支障がない状態に改善。	事業終了後1年間に、運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合、改修等の必要な対応。